

大分大学医学部附属病院診療用放射線安全管理委員会細則

令和3年3月24日制定

令和3年医学部附属病院細則第1-4号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、診療用放射線の安全利用のための管理体制の確保及びその推進のため、大分大学医学部附属病院診療用放射線安全管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 診療用放射線の安全利用に関する基本方針に関すること。
- (2) 診療用放射線の安全利用のための職員研修に関すること。
- (3) 診療用放射線の安全利用を目的とした、被ばく線量の管理及び記録等の改善のための方策の実施に関すること。
- (4) 放射線の過剰被ばくその他の放射線診療に関する事例発生時の対応に関すること。
- (5) 放射線診療に係る患者との情報共有に関すること。
- (6) その他診療用放射線の安全利用のための管理に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 医療放射線安全管理責任者
- (2) 医療安全管理部副部長
- (3) 放射線診療に携わる医師 若干人
- (4) 放射線部担当看護師長
- (5) 医療技術部放射線部門技師長
- (6) 医学・病院事務部総務課長
- (7) 医学・病院事務部医事課長
- (8) その他病院長が必要と認める者

2 前項第3号及び第8号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、医療放射線安全管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」

とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。